

## 治癒証明書

久留米神明幼稚園園長殿

組名 \_\_\_\_\_ 園児氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 H 年 月 日 生

上記の者は、下記○印の学校伝染病のため

平成 年 月 日から、治療中でしたが  
学校保健法の基準により、伝染のおそれがないと認めます。

病名

- 1, インフルエンザ 2, 百日咳 3, 麻疹  
4, 風疹 5, 水痘 6, 流行性耳下腺炎  
7, 咽頭結膜熱 8, その他の伝染病 ( )

登園許可年月日	平成 年 月 日より
---------	------------

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印

## お願い

伝染性の病気にかかったあとの登園については、医師の診断を受けてから決めるようにして下さい。

別紙、医師の証明書を園で用意しましたので、治癒後登園する日に園児に持たせて下さい。

☆登園してはいけない病気

疾患	登園停止期間
インフルエンザ	解熱した後2日間を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日間を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	はれがひくまで
咽頭結膜熱	症状が消失した後2日間を経過するまで

以上のほか、法定伝染病については伝染病予防法などによって定められた期間登園してはいけません。

久留米神明幼稚園

キ  
リ  
ト  
リ  
セ  
ン